

観 参 第 3 3 5 号
令和8年7月16日

一般社団法人日本旅行業協会会長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

一般貸切旅客自動車運送事業における臨時営業区域の設定について

標記について、令和8年7月16日付け、物流・自動車局旅客課長より別添のとおり通知されましたので、この旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対して周知方
よろしく申し上げます。

観 参 第 3 3 5 号
令和8年7月16日

一般社団法人全国旅行業協会会長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

一般貸切旅客自動車運送事業における臨時営業区域の設定について

標記について、令和8年7月16日付け、物流・自動車局旅客課長より別添のとおり通知されましたので、この旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対して周知方
よろしく申し上げます。